

# 特定技能制度施行に向けた準備状況について

---

## 【目次】

1 新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子.....	1
2 特定技能外国人受入れに関する運用要領について.....	2
3 広報活動(HP, リーフレット, 地方説明会等)の状況.....	3
4 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への過度な集中防止策.....	4
5 「特定技能」に関する二国間取決め(MOC)の概要.....	5
6 国際交流基金日本語基礎テスト準備状況.....	6

## 1 新たに設ける省令(2省令)

### ① 特定技能基準省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
    - ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
    - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
    - ・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること など
  - 受入れ機関自体が満たすべき基準
    - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
    - ・ 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
    - ・ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
    - ・ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がない等)に該当しないこと
    - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
    - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること(兼任可等)(\*)
    - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること(\*)
    - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(\*) など
- (注)上記のうち\*を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要

### ○ 支援計画が満たすべき基準

※ 基本方針記載の支援の内容を規定

### ② 分野省令

- 受入れ分野、技能水準  
※分野別運用方針を反映させた形で規定

## 2 既存の省令の改正(2省令)

### ① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準
  - ・ 18歳以上であること
  - ・ 健康状態が良好であること
  - ・ 保証金の徴収等をされていないこと
  - ・ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
  - ・ 特定技能1号:必要な技能水準及び日本語能力水準  
(注) 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
  - ・ 特定技能2号:必要な技能水準 など

### ② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 登録支援機関の登録に関する規定等
  - ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること(兼任可)
  - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等
  - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること など
- 受入れ機関の届出事項等
- その他
  - ・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年
  - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、  
特定技能1号 1年、6か月又は4か月  
特定技能2号 3年、1年又は6か月 など

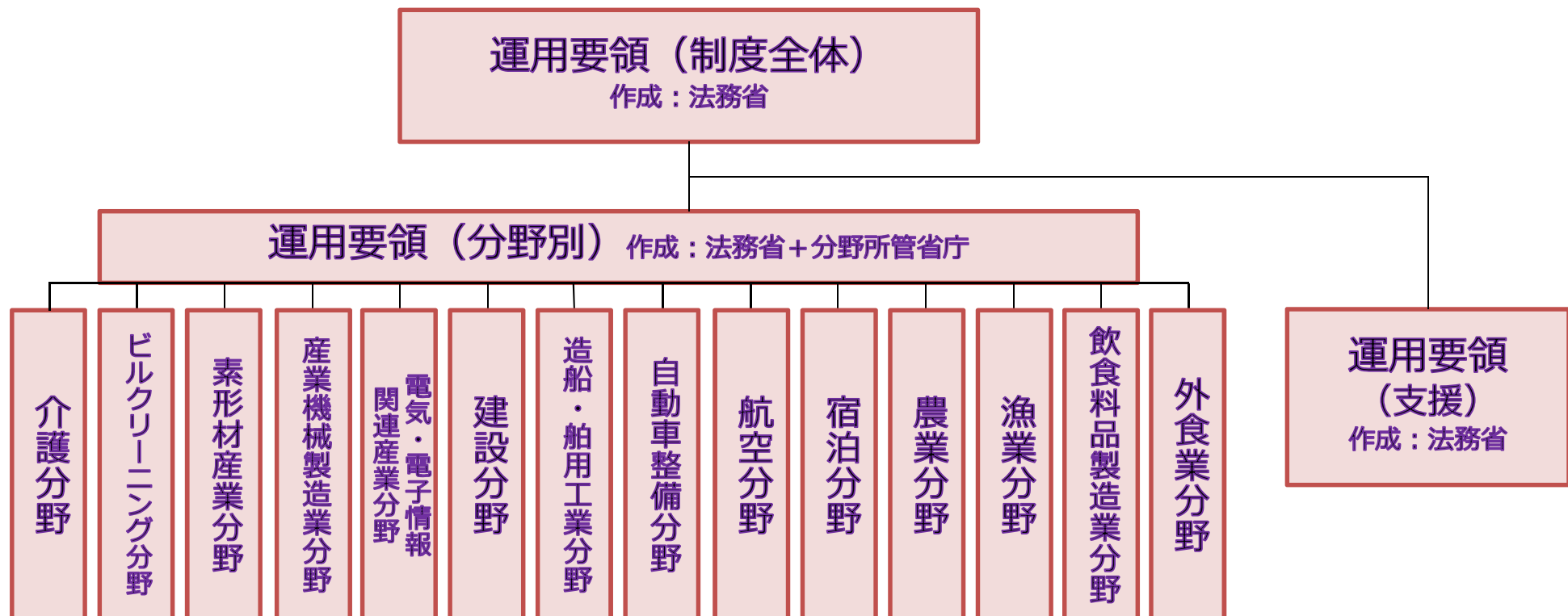
(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額(登録時2万8,400円,更新時1万1,100円),登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

## 内容

- 特定技能制度の適正な運用を確保するため、法律・規則等の解釈を示すとともに、用語の解説や制度運用上の留意事項を明らかにしたもの。
- 参考様式として、在留資格「特定技能」に係る在留諸申請や登録支援機関の登録申請に添付する立証資料、各種届出等で使用される書式等を掲載。

## イメージ

### 特定技能外国人受入れに関する運用要領



## ホームページ

### ○ これまでの状況

- ・ 平成30年12月、法務省ホームページに新しい外国人材の受入れに関する特設ページを開設  
〔改正法, 基本方針, 分野別方針, 問合せ先, 説明会資料, 各種申請書, Q & A, リーフレットを順次掲載済〕

### ○ 今後の予定

- ・ 外務省において、対外国人材用に在外公館ホームページに広報用動画を含む情報を掲載（3月中）

## リーフレット

### ○ これまでの状況

- ・ 対象者別（対外国人材用, 対受入れ機関用, 対登録支援機関用）リーフレットを入国管理局で作成済（3月15日, 法務省ホームページに掲載）

### ○ 今後の予定

- ・ 上記リーフレットを業者に印刷発注し、より見やすくした上で、都道府県, 地方支分部局等に配付（3月下旬予定）
- ・ 外務省において、対外国人材用に英語版リーフレットを作成。在外公館にて配付（4月以降予定）

## 地方説明会等

### ○ 実施状況《予定を含む。》

- ・ 法務省：平成31年2月6日の鳥取県を皮切りに、3月末までに全国47都道府県において実施  
主 催 3月22日現在, 47道府県で実施済
- ・ 各省庁：厚労省（介護→11都道府県 [34箇所], ビルクリーニング→8都道府県 [11箇所]）  
主 催 経産省（製造3分野→10都道府県 [10箇所]）  
国交省（建設→11都道府県 [21箇所], 造船・舶用→10都県 [17箇所], 自動車整備→12都道府県 [25箇所], 航空→1都 [11箇所], 宿泊→1都 [4箇所]）  
農水省（農業→11都道府県 [13箇所], 漁業→10都道府県 [18箇所], 飲食料品製造業→13都道府県 [27箇所], 外食業→9都道府県 [17箇所]）

### 分野横断的な取組

#### 【特定地域への集中状況の適切な把握】

- 法務省による分野別・地域別の受入れ数の把握，定期的な公表

#### 【地方定着促進のための各種支援措置】

- 一元的相談窓口の整備の支援
- 外国人の受入れに係る地方公共団体が行う先導的な取組に対する地方創生推進交付金による支援
- 地方で就労することのメリットの周知（家賃，生活費が安いこと等）
- 外国人を地方で定着させるノウハウの周知（処遇，住宅支援，生活支援等），優良事例の周知
- 地方の技能実習生が地方に定着するよう，技能実習から引き続き同一企業等に雇用される場合の在留資格審査において，審査資料の一部を省略することによる特定技能への円滑な移行

### 各分野の所管省庁及び分野別協議会における取組

#### 【特定地域への集中状況の適切な把握】

- 各分野の所管省庁，分野別の協議会による人手不足の状況等の把握

#### 【地方定着促進のための各種支援措置】

- 人手不足状況，受入れ状況等を踏まえ，取組に地域差が生じないように，本制度の趣旨のほか上記の地方定着促進のための各種支援措置についても周知するなど，地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組を実施

大都市圏等への過度な集中を防止

## 総合的対応策（施策番号100番）

新たな在留資格について、平成31年から外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）との間で、同年3月までに、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、同年4月以降の制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行うほか、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。  
〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕

## MOCのポイント

- 情報共有  
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
  - ・ 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収 など
- 問題是正等のための協議
  - ・ 定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。
- その他（日本語試験・技能試験の実施等）

## 署名状況

- 日本での署名式：フィリピン（3/19），カンボジア（3/25予定）
- 文書交換による署名：ネパール及びミャンマー（本年3月中）で調整中
- 他の5か国とは合意次第、署名日を調整

## 実施計画

### (1)実施主体

独立行政法人国際交流基金

### (2)実施時期

4月13日(土)、14日(日)にフィリピン(マニラ)において第1回テストを実施。

2019年度は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定)に定められた9か国<sup>\*</sup>において、調整が付き実施環境が整い次第、順次実施。  
(6月、10月、1月、3月を予定。ただし、6月は1~2か国での実施を予定。)

<sup>\*</sup>ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール及びモンゴル

### (3)実施体制

試験実施に係る業務は、国際交流基金からコンピューター・ベースト・テストング(CBT)サービスを提供する事業者<sup>\*</sup>に業務委託。

## 試験概要

### (1)試験実施方法

CBT方式。

### (2)試験内容

「文字と語彙」「会話と表現」「聴解」「読解」の4セクションで構成。  
試験時間は60分、試験問題数は60問程度。

### (3)試験水準

ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を持っているかを判定。

(注)別途、従来から実施されている「日本語能力試験」も、国内外で2019年7月7日、12月1日に実施予定。  
(ただし、海外実施都市によっては7月または12月のいずれかで実施。)